



〒297-0024 茂原市八千代 2-10
千葉県教育庁東上総教育事務所
TEL 0475-23-2848 FAX 0475-23-2871
E-mail higasikazu@mz.pref.chiba.lg.jp
第1号

2011年4月22日(金)発行

合言葉は、SEC

去る3月11日に発生した「東日本大震災」は各地に未曾有の被害をもたらしています。被災された方々のご苦勞を思うと心が痛みます。この震災で明らかになった課題に対して実質的で即効性のある防災教育に迅速に取り組むことが重要です。特に、学校と地域の状況に合った、さらには学校施設や立地の条件等も考慮したマニュアルの見直しと訓練をお願いいたします。

さて、本教育事務所も平成22年度末の人事異動により所員が多数入れ替わりました。今年度は、昨年度から重視してきた4つのSに加え、EとCも念頭に置いて、教育事務所としての機能をこれまで以上に発揮してまいりたいと考えています。今年度もどうぞよろしくをお願いいたします。

Sense

自己研鑽に努め、各自のセンスを高める。
報告・連絡・相談・確認を徹底し、不測の事態にも適切な対応をすること。

Speed

事案に応じて、「すばやく」と「じっくり」を考える。
特に、よくないことは、いち早く対応することを心がけること。

Ecology

電気だけでなく、紙などの限りある資源を節約する。
仕事上のムダ・ムラを発見し、より効率よく計画的に仕事を進めること。

Service

それぞれの学校のニーズに合った指導助言を行う。
「学校にとって役立つ指導助言であったか」常にフィードバックし、改善に努める。

Support

- 管内の市町村教育委員会及び校長会との連携を重視
- 所員同士のコミュニケーションの活性化
- 課室間の円滑な連携

Compliance

単に法令を遵守するだけでなく、社会的規範や倫理を守ることにも徹底する。
「7つの行動規範」を常時携帯し、意識の向上を図ること。

所長 高橋英雄

私たちにできることを考えよう

4月に入っても余震が続くなど、まだまだ予断を許さない状況が続いています。管内でも、地震に対して不安を抱える児童や、他県等から避難してきた児童生徒が増えているようです。これまで以上に様々なケアが必要になってくることでしょう。

文部科学省からは、『子どもの心のケアのために—災害や事件・事故発生時を中心に—』（平成22年7月）が発行されています。この資料は、災害や事件・事故発生時における子どもの心のケア、子どもの心のケアの体制づくり、危機発生時における健康観察の進め方に加え、対処方法等について参考事例を通して理解が深められるように構成されています。詳細は、http://www.nier.go.jp/kenkyukikaku/shinsai_tosho.html を参照。

その他、国立教育政策研究所のサイトには様々な書籍や論文が紹介されています。より充実した防災教育を行うためにもご一読をおすすめいたします。



今年度の「東上総教育事務所だより」は、4つのSとEとCを意識して、内容を精選し、メール配信などを活用して有益な情報をA4一枚（裏表印刷で）の構成でお届けする予定です。今年度もどうぞよろしくをお願いいたします。



総務課から 通勤・住居・扶養手当の事後確認をお願いします（6月）

この3手当については、職員から提出された届出に基づいて認定を行い、手当が支給されています。支給されている手当について認定時の状況と変更がないか、毎年6月頃、事後確認をお願いしています。

特に、扶養手当が誤って支給されていた場合、扶養手当の戻入だけでなく、地域手当・期末手当・住居手当・互助会掛金・所得税・住民税・共済の保険証の認定取消等、様々な影響を及ぼします。

各所属の事務職員から、所得証明書等提出の依頼がありましたら、速やかに提出してください。

通勤手当

- 通勤方法及び通勤経路の変更がないか確認
- 交通機関等利用者の運賃負担の確認（定期券等の提出）

住居手当

- 借家等の家賃額等の確認（領収書等の提出）
- 自宅の所有者及び世帯主の確認（固定資産税納税通知書等の提出）
- 今年度から自宅に係るものは廃止（減額での経過措置あり）

扶養手当

- 被扶養者の所得の確認（所得証明書・在学証明書・年金改定通知書等の提出）
- 別居親族への仕送り額の確認（振込み控・現金書留等の提出）

管理課から 教員免許更新制に係る申請はお済みですか？

平成23年度末に35、45、55歳になる現職教員は、修了確認・免除・延期申請のいずれかを必ず行ってください。申請をしないと、教員免許状が失効し、教員の職を失うこととなります。事務所締め切りは、9月30日とします。（書類がそろわない場合のみ12月末まで受け付けます）

Q1 更新講習を修了したのですが、あと何をすればいいですか。

A1 更新講習が修了したら修了確認申請をしてください。

Q2 育休中なので、復帰してから受講すればいいですか。

A2 育休・療休・春休・休職中であっても期限までに必ず延期申請をしてください。

Q3 免許状授与の日から10年経っていないので、何もする必要はないですか。

A3 旧免許状で10年経過していなくても延期申請または更新講習は必要です。

Q4 複数の免許状を持っているのですが、どうしたらいいですか。

A4 複数の免許状を持っていても30時間の更新講習ですべての免許状の修了確認を受けることができます。そして、すべての免許状が次の修了確認期限まで有効になります。

また、最も遅く授与された免許状の授与から10年後まで延期申請をできることがあります。

詳細については、千葉県教育委員会ホームページにてご確認ください。



指導室から 日常実践や研究授業にご活用ください

国立教育政策研究所
NIER National Institute for Educational Policy Research

平成23年3月29日更新

のサイトにアクセスを!

<http://www.nier.go.jp/>

全国学力・学習状況調査において
特徴ある結果を示した学校における取組事例について

【小学校】

- 4年間の全国調査で正答率が向上している小学校の例
- B問題で正答率が高い小学校の実践例

【中学校】

- 4年間の全国調査で正答率が向上している中学校の例
- B問題で正答率が高い中学校の実践例

評価方法等の工夫改善のための参考資料（小学校）

※学習評価を進める際の参考として、単元（題材）の評価に関する事例に沿って、評価規準の設定を含めた指導と評価の計画、具体的な評価方法、評価対象とした具体的な児童の学習状況について示した参考資料です。

「評価規準の作成のための参考資料（平成22年11月）」と合わせてご活用ください。

平成23年2月に、千葉県教育委員会では、学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図る等を目的として、右図のような冊子を発行しました。学習指導と学習評価は表裏一体となって行われていきますので、こうした指導資料を参考にさせていただき、学校や地域の実態に合わせたご活用をお願いします。



各学校に配付しています。
どうぞご活用ください。

